



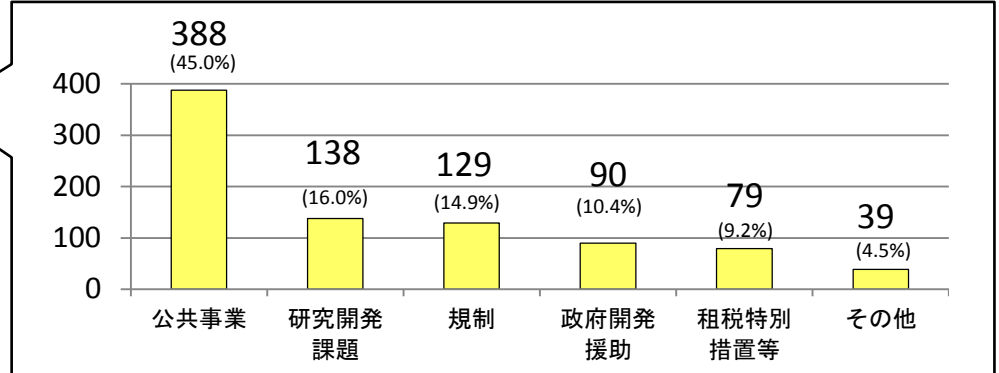
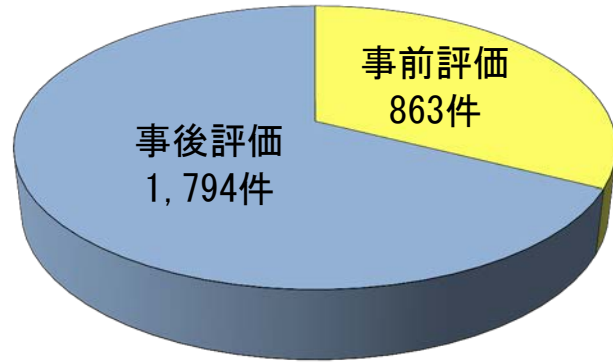
平成27年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告（概要）

- 政策評価法第19条（注）に基づき、毎年、国会に報告（今年で14回目）
 （注）行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）抄
 （国会への報告）

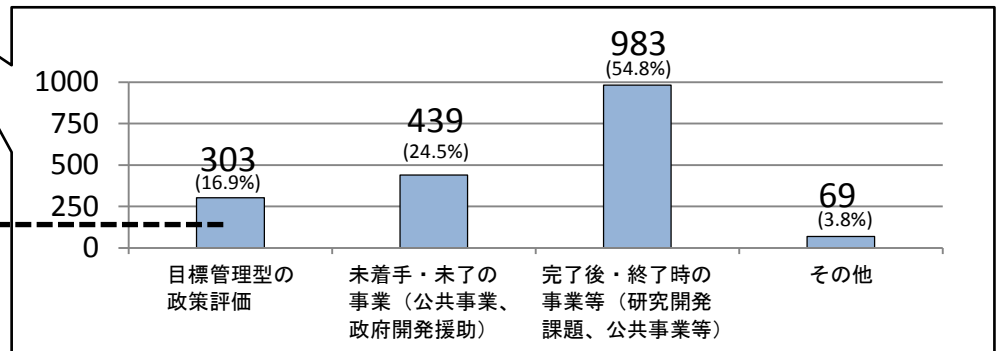
第19条 政府は、毎年、政策評価（略）の実施状況並びにこれらの結果の政策への反映状況に関する報告書を作成し、これを国会に提出するとともに、公表しなければならない。

1 各行政機関における政策評価の実施状況

- 平成27年度の政策評価実施件数：2,657件（2,432件） ※（ ）内は26年度件数
- 事前評価：863件（867件）、事後評価：1,794件（1,565件）



共通5区分による評価結果	件数 (%)
目標超過達成	4件 (1.3%)
目標達成	112件 (37.0%)
相当程度進展あり	157件 (51.8%)
進展が大きくない	26件 (8.6%)
目標に向かっていない	0件 (0.0%)



（注）上記のほか、全ての測定指標において目標年度が平成27年度以降である等の理由から、目標達成度合いの測定が行われていないものが4件

2 各行政機関における政策評価結果の政策への反映状況

(1) 事前評価結果の政策への反映状況

評価結果を踏まえ、法令改正、税制改正要望、事業の採択、予算概算要求等を実施

(2) 事後評価結果の政策への反映状況

● 目標管理型の政策評価（303件）

	反映状況	件数
政策(注)	これまでの取組を引き続き推進	246件
	施策の改善・見直しを実施	54件
予算概算要求	予算概算要求に反映	257件
事前分析表	達成すべき目標を変更	7件
	測定指標を変更	102件
	達成手段を変更	17件

(注) その他、事業実施主体の移行等により終了した施策3件

● 未着手・未了の事業を対象とした評価（439件）

- ・これまでの取組を引き続き推進：419件
- ・事業の改善・見直しを実施：12件
- ・事業の休止又は中止：8件

<休止又は中止することとした事業> (単位: 億円)

行政機関名	件数	総事業費	残事業費
厚生労働省	4件	251	64
農林水産省	1件	27	27
国土交通省	3件	923	662
計	8件	1,201	752

評価結果を踏まえた政策への反映の例

〔国土交通省・補助事業〕

倉淵ダム建設事業(群馬県)

○ 評価結果を踏まえ、事業を中止することとしたもの

①洪水調節、②流水の正常な機能の維持（安定した河川流量を確保）、③水道用水の供給（高崎市の水道用水としての安定水源を確保）を目的として、平成2年度から建設事業を開始

【政策評価の結果】

(群馬県)

- ・倉淵ダム以外の水源による水利権取得が可能
- ・耕地面積減少等による緊急性低下
- ・目的が治水対策のみとなり、費用対効果が減少（ $B/C=0.98$ ）
⇒ 事業中止を決定

(国)

有識者会議の意見を踏まえ、事業中止の決定は妥当と確認

【政策への反映】

同事業に対する補助金交付 ⇒ 「中止」
(総事業費 400億円、残事業費 238億円)

3 評価専担組織としての総務省における政策の評価の実施状況等

● 統一性・総合性確保評価

(複数行政機関にまたがる政策を直接評価)

平成27年度は以下の2テーマについて評価を実施

- ・「食育の推進」(平成27年10月23日意見通知)
- ・「グローバル人材育成の推進」(評価を実施中)

● 客観性担保評価活動

(客観性担保のため各行政機関が行った評価を点検)

- ・以下のとおり点検を実施し、指摘事項や各行政機関の対応状況を公表
- ・必要に応じ、補足説明、評価マニュアルの見直し、評価の修正・やり直し等を要求

分野	点検件数	指摘件数	主な指摘事例等
租税特別措置等	105件	93件	適用数が想定外に僅少であることについて、説明が不十分
規制	79件	54件	規制によって得られる便益が、当該規制をもたらす費用を正当化できるか否か、説明が不十分
公共事業	33件	8件	人口減少を反映した的確な需要予測が行われていない

(注) 点検件数及び指摘件数は、評価書に係るものみの件数

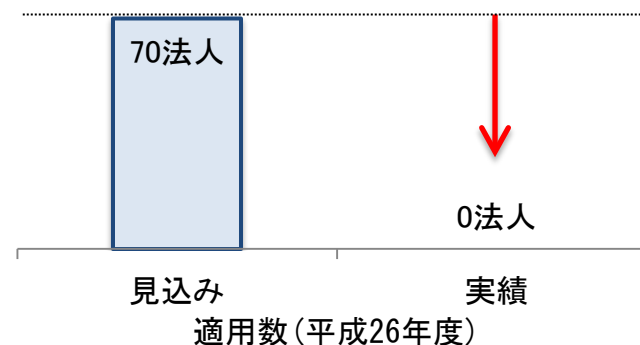
客観性担保評価活動における指摘の活用の例

〔内閣府・法人税関係の租税特別措置等〕

国際戦略総合特区における所得控除制度の延長

- 総務省の指摘を踏まえ、租税特別措置等が廃止されることとなったもの

適用数の実績が前回評価時の見込みの5割以下であり、適用数が想定外に僅少であることについて、説明が不十分



【総務省の指摘】

適用数の実績が想定外に少ない租税特別措置等は、必要性や将来見込みの検証を徹底する必要があることから、これらの租税特別措置等については、今後の税制改正作業において更なる検証が必要

【平成28年度税制改正の大綱における見直し】

適用期限の到来をもって廃止

4 平成27年度における政策評価の取組（トピック）

平成28年2月、総務省の政策評価審議会において、以下の政策評価の改善方策を取りまとめ。平成28年度も引き続き検討を行う予定

● 目標管理型の政策評価

【課題】

- ① 施策の特性に応じた評価となっていない
- ② 目標等を設定するまでのプロセス（因果関係）が不明確
- ③ 目標・測定指標の定量化が不適切



【改善方策】

- モニタリングの活用（注1）
- 評価対象の見直し
- エビデンスに基づいた分析
- 因果関係の明確化（達成目標、達成手段、測定指標）
- 達成手段の検証
（目標達成への寄与が乏しい達成手段は見直し）
- 定性的評価や参考指標の活用



モニタリングを活用したメリハリのある評価
エビデンスに基づいたPDCAの徹底

（注1） おおむね3～5年に1回評価。評価を行わない年度は実績を測定

● 規制に係る政策評価

【課題】

- ① 評価書に記載する情報量が不足
- ② 政策意思決定過程で活用されていない
- ③ 一律の評価を義務付け



【改善方策】（注2）

- ベースラインの適切な設定
（比較対象となる規制の新設・改廃を行わなかった場合に予測される状況の設定）
- 費用・便益の定量化・金銭価値化
（金銭価値化が困難な場合でも可能な限り定量化）
- 代替案の適切な設定
（規制以外の手段、他の規制との比較）



評価の質の向上
意思決定に活用されるメリハリのある評価の実施

（注2） 本改善方策は課題①に関するもの。課題②、③の改善方策は平成28年度に検討予定